

## 京丹後市観光公社 研修用DVD貸出要綱

令和2年6月10日

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部（以下「海の京都DMO京丹後地域本部」という。）が所有する研修用DVD（以下「DVD」という。）を貸出すことにより、会員施設等における雇用の継続と人材育成を図るため、その貸出しについて必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出し)

第2条 DVDは、次の各号のいずれかに該当する事業に使用する場合に貸出しを行う。

- (1) 雇用の維持のために事業者等が実施する研修等の事業
- (2) 人材育成のために事業者等が実施する研修等の事業
- (3) 観光振興のために事業者等が実施する研修等の事業
- (4) 国又は地方公共団体が行う事業
- (5) その他貸出しが適当と認められる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しを行わない。

- (1) DVDの管理上不適当であると認められる場合
- (2) 所有権若しくは著作権を侵害する場合又はそれらに関して紛争が生じるおそれがあると認められる場合
- (3) 営利を目的とする場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、貸出しすることが適当でないと地域本部長が特に認める場合

(借用申込み)

第3条 DVDの貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする日までに借用申込書（別記様式）を地域本部長に提出しなければならない。

(貸出し及び返還の場所)

第4条 DVDの貸出し及び返還は、海の京都DMO京丹後地域本部事務局が指定する場所において行うものとする。

(貸出期間及び返還)

第5条 DVDの貸出期間は、7日以内とする。ただし、特に理由があると認められる場合は、この限りでない。

2 DVDの貸出しを受けた者は、借用申込書に記載した借用期間内にDVDを返還しなければならない。

3 この場合において、DVDの貸出しを受けた者は、借用したDVDを原状に復するとともに、担当職員の点検を受けるものとする。

(損害発生時の報告等)

第6条 DVDの貸出しを受けた者は、DVDの貸出期間中に、DVDの盗難、き損、紛失等の損害(次項において「事故」という。)が生じた場合は、直ちに事務局長に報告し、その指示に従うものとする。

2 貸出期間中に起きた事故についての損害は、DVDの貸出しを受けた者が賠償しなければならない。

(目的外利用、転貸及び複製の禁止)

第7条 DVDの貸出しを受けた者は、DVDの借用目的以外への利用、第三者への転貸及び複製をしてはならない。

(借用料)

第8条 借用料は、無料とする。

(違反行為に対する措置)

第9条 この要綱の規定に違反する申込み又は使用が確認された場合は、直ちに貸出しを中止するものとし、以後当該事業者等への貸出しは行わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、DVDの貸出しに関し必要な事項は、地域本部長が別に定める。

令和 年 月 日

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社  
京丹後地域本部（京丹後市観光公社）  
地域本部長 齊藤 修司 様

**(申込者)**

事業者名  
代表者氏名  
担当者氏名  
電話番号

**借用申込書**

下記のとおり研修用DVDを借用したいので、申し込みます。

記

**1 品名及び数量**

品名	数量

**2 借用期間**

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

**3 借用目的**

**4 受講人数（予定）**

**(注意事項)**

- 貸出期間は、原則として7日以内とします。
- 貸出期間中に起きた事故についての損害は、申込者が負担してください。
- 著作権者に無断で複製したり、営利を目的として上映をしたりすると、法律により罰せられます。